

並河誠所の五畿内志に就いて (上)

室 賀 信 夫

江戸時代に編纂された夥しい地誌の中で優れたものの一に數へられる五畿内志が、並河誠所の手纂に成ることは普く人の知るところである。

誠所の傳記の據るべきものは、夙くその外侄上田寛の書いた誠所先生家傳と題する短文の略傳があるのみであつて、野史儒林傳以下其後その傳を立つるものゝ多くは専ら之に基くほかなかつたのであるが、偶々並河家に保存せられてゐた古文書類がその後裔並河誠三郎氏から京大國史研究室に寄託せられてあつたのを、西田先生の御厚意によつて一覽することが出來たので、その地誌編纂に關して知り得たことゝもを中心として少しく考察を加へたいと思ふ。

—

誠所先生名は永、字は宗永(後尙永と改む)、通稱を五一郎といふ。寛文八年正月三日山城横大路の人並河宗彌の次男として生れた。かの堀川塾の鬼才並河天民はその次弟である。長兄は夭折したが、末弟尙義は機息と號し、江戸に出でて儒を以て鳥居播磨守に仕へたことが見えてゐる。^①

この三人の學者兄弟を迎へた時代は、恰も文教の興隆見るべきものがあつた元祿享保の盛世であつた。そこには澎湃として波うつ近世的精神があつた。儒學はもはや倫理の規範學たるに止まらずして經世濟民に向ひ、惹いては謂ふ所の實學に進み、若草のやうに萌上つてくる自然科學的精神に抱合せんとするものがあつたのである。誠所と時代を同じくした人々として、伊藤東涯、荻生徂徠、新井白石、貝原益軒、太宰春臺等を擧げるならば、既にそれだけで、當時の學者の關心が如何に廣く歴史、經濟、社會に向けられてゐたかを物語るものがあらう。

かうした時流の中で、誠所は伊藤仁齋の堀川塾の門を叩いた。元祿四年九月、年廿四歳の時のことである。^②その後概ね京師にあつて研學にいそしんだやうであるが、元祿十二年はじめて官途を求めて遠州懸川の井伊直朝侯に仕へた。伊藤東涯が贈並河誠所赴懸川任序と題する一文を草してその行を送つたのはこの時のことであるが、

世固有心言一致足自俱到者、而以俗儒之不達事宜、而併附之於無用、是學者之罪也、非學之罪也、今子之所學者
熟矣、所勤者苦矣、不知將資之於誦說耶、抑驗之於世用耶、今往矣、吾將以將來之績、卜其所管學之爲虛與爲實
乎、願勿使世之不好文者曰學無用之物、而爲吾黨增氣

といふ言葉で結ばれてゐるこの送序は、誠所のその後の學問の傾向を考へ合はせる時、圖らずもその半生への驢の辭ともなつたことを思はしめられるのである。

誠所は仕官八年にして寶永三年致任したが、越えて五年再び川越の秋元但馬守に儒官となつた。併しこれも居ること九年にして享保元年官を辭し、爾後仕官を求めず、閑雲野鶴の境涯に入つたのであつた。^③ 齡既に知命に垂んとし、妻もなく、子もなくなつた貧賤を慨つ身ではあつたが、これから歿年に至るまでの廿年間こそ、誠所の事績の後世に残すべきものを爲し遂げた活動の期間だつたのである。

儒者としての誠所は、いふまでもなく師仁齋の古學をその根柢とするものであつたが、又その弟並河天民の思想に強く影響されてゐることを思はなければならない。天民、名は亮、字は簡亮、誠所より十一歳の年少であつたが、敦厚な兄に比して寧ろ豪邁な性格と俊敏な才能をもつた天才的な人であつたらしい。東涯は曾て天民を論じて「才智拔群なれども以て六尺の孤を託すべからず」と評したといふ。^④ 若くして兄と同じく仁齋の門に學んだが、獨創に富んだ彼はやがて師説に疑を抱くに至り、遂に發明するところあつて一家の見を立てたのである。天民の學説を詳述するのは今その所ではないが、一言にしていへば、それは仁齋の説を補訂發展せしめたものであるといひ得やう。堀川學派の主張の眼目の一つとなつたものはかの四端説であつて、四端は仁義禮智の出づるところであり、之を基として萬般のことを考へんとするのにあつた。而も仁齋は、仁義禮智を道德の名として四端と分ち、之を性の外にあるものと觀たのであるが、天民は之を難じ、

蓋四端卽是仁義禮智、仁義禮智卽是四端、四端仁義只是一物、優劣無可等、分別無可容^⑤

と論じたのである。思ふに四端説の如く、ものゝ根源的なものを考へて來る時にはその論理が一元的なものに向ふべき傾向をもつのは當然のことであつて、已に仁齋に於てもその宇宙觀に於て然るを見るのであるが、この意味に於て天民の思索は、仁齋を反駁する形こそ取つてゐるけれども、寧ろ仁齋から發展したものととして考ふべきであらう。

なほ天民の學風に就いて注意すべきは、その抱懷してゐた實際的な傾向である。仁齋は *quietisme* 的な宋儒の形而上學を排して、道德的希望に滿ちた活動主義の下に自己の實現を希求したのであつたが、その實踐躬行を重んじ道德を尙ふの餘り、經濟に關心をもつことは寧ろかゝるものゝ完成を妨ぐる障害なりとした。然るに天民の思ふころは却つてこゝにあつたのである。

後學者、以學問事業、判然而爲二、故高談虛玄、研精性理、以爲儒雅、以爲得道矣、如經濟之業富國之策者、反以爲卑野、而附之於事爲、自不知陽儒陰佛、實可嘆哉^①

といふ彼の言葉や、或は又、寶永八年當時江戸に在つた門人渡邊孝恭に與へた書牘に見える

御滞留中にも空しく御すこし被成ましく候、天下之事何角に目を留め耳を傾け置候事多く可有御座候、是を氣付
申事第一之事と存候、無左候ては有用之材とは難頼候半と令存候

といふ教訓のうちに觀取される彼の利用厚生、經世濟民の思想は、寧ろかの護園學派の主張に接近してゐるものあるを思はせるのである。國富の増進を圖るべく彼が蝦夷地の開拓を企てたことは、かゝ

る態度から導き出された一つの所産に外ならないであらう。^⑦

このやうな學問の現實的傾向が、元祿享保の學界の一般的風潮であつたことは既に述べられたところである。誠所も亦天民の兄として、その圏外にあるものではなかつた。彼は仕官の關係からその生涯の大部分を天民と遠く相離れて過したのであるが、常に緘翰の中にその學風を窺ひ、深くその説くところに心服してゐたのである。「予實寡昧、難兄之質」^⑧といつた誠所にとつて、天民はその誇るべき弟だつたのであらう。天民が「問出之才」を抱きながら、享保三年四月齡四十歳を以て早世した後、誠所はその學說の世に埋もれることを惜しみ、天民の門人渡邊孝恭、平岩春貞等と謀つてその遺稿、遺言を輯録し、又自ら天民の意を帶して仁齋の語孟字義を駁する疑語孟字義を述作して之に附し、天民遺言と題して享保七年剗刷に附したのであつた。従つて誠所の儒學が概ね天民の繼承であつたことは明かである。その晩年の著述に成る四書刪正疏意補は、儒者としての誠所の最大の勞作であり、又それが衰了凡の四書刪正に基いたものであるといふことだけでもその傾向の一斑を思ひ得るところであるが、更にその凡例に於て

一、心性情三名、唯是一也

と言ひ、或は

一、孔門之所重經濟之業也、後儒之所貴性理之學也、是編所取乎先輩、詳於易知易行之經意、而略乎難知難行之

性理

と叙べてゐるが如き、これらの説が又天民の思想の祖述であることは明かであらう。

併し、かゝる現實的實際的な學問思想が、天民に於ては濟世利民として現はれ、好んで天下の事を談じ、「經世の大體を講究し、政治の要道を討論」したに反し、誠所にあつては、それがより多く學究的な、實證主義的な方面に進んでいつたと考へられる。それは萬象を精密に觀察し、之を知識として獲得せんとするものであり、又自然への新たな認識への過程として encyclopédique な心呼びさます。享保三年の前後、誠所が讀書や見聞によつて知り得たことを随時に筆録した無題の抄本には、歴史、地理、動物、植物から風俗、異聞に至るまで種々のことがらが記されてゐて彼の興味の對象とする範圍が頗る廣汎であつたことを物語つてゐる。殊に彼は本草醫藥に知識を有し、當時有名は本草家であつた野呂玄丈とも親交があつたのであつて、博物には殊に興味をもつてゐたらしい。その手記に成る伊香保道記といふ和文の紀行にも、多く道のへの草木に注意を拂つてゐることが見受けられるが、然もそれは自然の美しさを愛する審美的な心からであるよりも、より多くその植物の稱呼を知り、極端にいへばその土地の Flora を知らうとする學究的な叙述を示してゐるのである。誠所のかやうな自然への廣い知識的興味は、後年の彼を地誌家とするにふさはしいものであつた。

而もなほ誠所が強く關心をもつて來たものは歴史研究であつた。これは當代の儒者として寧ろ當然

のことだつたのであらう。當時の儒學は、そのもつ傳統主義と復古思想とからも、歴史へと自らを進めてゆくものがあつたのである。新井白石が日本の史學史上にもつ高い位置は今さら言ふまでもないことであるし、堀川塾にあつても東涯の如き既にこゝに深く思を致すところがあつたことはその著書の中にも窺はれ得るところであらう。そしてかゝる歴史研究は、その根底にこの時代の示す學問の實證的傾向をもつことに於て、一方には白石に見られるやうな合理主義的史觀となり、他方には史料を尊重して判斷の正確を期する精神となつたのである。誠所の歴史に對する態度は寧ろその後者の場合であつて、史料の博搜と輯存とは彼のなした業績の重要な一つの部分を占めてゐるのであつた。その著擬集古録はその多年觸目した文書、遺物、金石文等を集録したものであるが、更にこのやうな彼の實證主義の完形せる結晶として五畿内志が編述せられたのであつた。

註① 並河家系圖、並氏年譜

② 並氏年譜

なほ此の前年誠所が江戸に於て神道家吉川惟足の門に入つたことも、その學歴として一應注意してよいであらう。誠所は後年中臣祓旁觀を著してゐるのである。

③ 並氏年譜

④ 近世畸人傳 卷五

⑤ 天民遺言 卷上 復誠所先生書

⑥ 同右 世事讀書

並河誠所の五畿内志に就いて

第二十一卷 第三號

六一一

⑦ この北地開拓の舉は、天民の死後誠所によつて熱心に受繼がれたが遂にその實現を見るに至らなかつた。このことに就いては、他日稿を改めて詳説する機を得たいと思ふ。

⑧ 天民遺言 卷下 疑語孟字義序

⑨ 渡邊孝恭撰 天民先生墓誌銘（事實文編卅二、天民遺言上卷 所收）

二

五畿内志は、正しくは日本輿地通志畿内部分といふ。その編纂の經過は、卷頭に載せられた幕府への上書文に、

今時當泰平之運、四海浴熙洽之化、好古之士各述所知、郡邑有乘、國都有紀、然往往趨趨無當、散漫不明、余友井水關氏、每以此爲憾、乃蒐訪群籍、訂諸野老、竊作一書、以擬地志、其書嚮成疾革、遺言永令爲狗尾、顧永諂之學、膚淺之習、固寡見聞、豈能當其所託乎、稿存人亡、誰告誰辭、所以繼述之志亦不得已也、（中略）幸賴天之靈、予所屬稿達于有司、辱蒙恩命、巡視五畿、（中略）五歷年序、始克卒業、凡六十一卷、名曰日本輿地通志畿内部分、謹用繕寫、敢冒嚴尊、仰備高覽

とあるのでその概略を知ることが出来る。五畿内志が每篇關祖衡の纂輯とし、誠所は單に校者の一人に名を列するに過ぎない體裁を取つてゐるのも、こゝに記されたやうな理由に依るのであらう。併し之は功を亡友に譲つた誠所の謙讓な心からなされたことであつて、實際上の編纂が専ら誠所の手によつて行はれたことは人の皆認めるところである。

關祖衡のことは不幸にして詳かでなく、越前人物志の如きも彼に就いてたゞこの五畿内志に見えるだけのことしか記してゐないのであるが、嘗て蘆田伊人氏がその元祿九年の著に成る日本分域指掌圖といふ二卷の *Atlas* を發見されてそれが正保國繪圖に依據したものであることを紹介され、且つ元祿十三年版の人國記に序文を書いてゐることから木齋とも稱したことを注意せられた。^① 乃ほ正徳六年四月、誠所が上州伊香保温泉に浴した時の伊香保道記と題する紀行には關祖衡と行を同じくしたことが見え、その記事によつて祖衡は字を平二と呼び、犀水と號し、仁齋の高弟で博物の士であり、歴史、故事にも詳しかつたことが知られる。思ふに誠所とは同門の關係からその交りを結んだのであらう。乃ほ彼には正徳三年に辨日本總國風土記の著があるが、恐らく之は總國風土記殘篇の偽書なるを論じた最初の著書であらうか。分域指掌圖を輯製し、人國記の序文を書いたこと、共に、地理の學に深く思を致してゐた人であつたことが推察せられるのである。

上田寛の誠所先生家傳には誠所と祖衡とが相議して地誌の編纂を企て、假令日本全國の地誌を完成することは力の及ばぬ所であるとしても、我等が着手したならば後世必ず志を繼ぐものがあらうと先づ河内志を草したが、不幸祖衡が病歿し誠所が之を完成したといひ、當初から二人の共著であるやうに記してゐる。幸田博士の如きも恐らくそれが真相であらうといはれてゐるのであるが、事實は寧ろ先に引用した誠所の上書に見える通り祖衡に既に一篇の地誌、恐らくは河内志の纂述があり、それが

完成に至らなかつたのを誠所が遺志を繼承したといふにあらうかと思はれる。誠所が川越の秋元侯を致仕して閑地につき、講學著述の生活に入つたのは恰も伊香保に旅した正徳六年四月であつたが、その時祖衝は齡既に古稀を過ぎて而も病身であつたと、自ら伊香保道記の跋文に記してゐるのであるから、二人が共同で纂述に従ふ暇はなかつたやうに考へられる。そして次に示す誠所の古書搜索の旅からの書簡は、この推測に一層の確からしさを加へるものであらう。

享保八年誠所は幕府の密命を受けて古書を搜索すべく畿内に旅立つたのであつた。これはその前年正月に下された逸書搜索の令がその效を舉げ得なかつたので、幕府が密かに學者をして地方に探訪せしめたもので、誠所がその任に當つたわけなのである。之を幹旋したものは幕吏大島以興父子であつた。以興はもと紀州の臣で、將軍吉宗に従つて江戸に移り、御家人に列し御小納戸衆を勤めた人^④で、父の古心齋守正と共に當時の古書搜索校勘の事に參與し、學者文人との交游も多く、荷田春滿が有名な創學校啓を上書せんとした時も彼を頼つたことが羽倉家所藏の草稿本に見えてゐる。誠所はこの大島父子の委託を受けて正月廿八日江戸を發し、京都、奈良、大阪を主として畿内に古書を探訪し、六月八日江戸に歸着した。その間の日記が五一先生古書搜索記と題して傳へられてゐるが、その中に四月誠所が大島以興に宛てた書信の案文があつて、訪書の狀況をいろ／＼報告した後、

地理志之事作者丁寧人に候間大形相違有之間敷様に存候處、往々疎漏數多有之候、此段は中々通り懸、片手態に

は難仕儀御座候、惣躰之儀追付參着仕候節委曲可申上候

といふ一條が見えてゐる。この地理志とは恐らく關祖衝の草稿であつて、憶測を許さるゝならば、誠所は既に之を大島古心、以興父子に示し、地誌編纂の必要を説いてその助力を仰ぎ、この古書搜索の傍ら實地についてその訂補をなさんと考へてゐたのかも知れないが、その疎漏が餘り甚しかつたので「片手わざ」では難しいと悟り、改めて地誌編纂の業を意圖するに至つたのではないであらうか。少くともこの時既にかゝる畿内地誌編纂のことが幕府の要路に通じられてあつたことは確かである。

其の後の數年を誠所は伊豆の三島や大阪の懷徳堂等に書を講じてゐたが、享保十四年になつて始めて五畿内志編纂の幕命を受けることが出來た。これは誠所が當時江戸町奉行であつた大岡越前守忠相の知遇を得たによるものであつて、之にはかの大島父子や、友人野呂玄丈等の斡旋があつたであらうと想像される。野呂元丈は名を實夫といひ、稻生若水に師事した本草家であつて、當時大岡忠相に用ひられて藥草の採集栽培に力を致してゐたのであるが、その京都にあつた時、儒を並河天民に受け、その關係で誠所とも親交があり、恰も享保十四年には誠所は江戸紀州橋東の元丈の家に寄寓してゐたのである。^④

かくして幕府から大岡越前守の手を経て誠所に與へられた證文は次の通りであつた。

浪人並河五市郎と申者五畿内志書物編集候付五畿内相廻り於所々舊記可相尋候間所之者具可申聞候、神社佛閣等

にても書物等見申度旨申候は、無滯爲致披見可申候、五市郎旅宿之儀在方町方寺社共には是又無滯宿借可申候、勿論賃錢之儀は可致相對候、爲其如此候 以上

酉 四月

以下に勘定奉行と寺社奉行の連署があり、五畿内御領私領在町中としてある。そして同じ五月十一日に江戸から京都の町奉行に宛て、並河五市郎が右の證文を持參して巡國する故その旨心得られ度いといひ、尙、伏見奉行、奈良奉行へも此儀を傳達され度い、大阪町奉行、堺奉行へは當方から相達したとの通知を發してゐる。^⑦ なほ又この通達のことを同日大岡越前守の用人山本左右太から誠所に報じてゐる書簡がある。

先刻は乍早々得御意候、然は其節被申候寺社御奉行様方御勘定御奉行様方より上方御役所への御狀案文之儀先刻相渡候、御連印之御證文にて先々滯儀は無之筈に付右御狀之案文は不被差越候、右様御心得可被成候

一 相州蘆ノ湯御湯治御仕廻候而大概いつ比上方へ御着可有之哉、先京都へ御出候哉、大阪へ先に御越候哉、右日積り大概にも被仰度候、蘆ノ湯に三廻りも御湯治候而夫より御登り候は、日積り御考有増にも御報に可被仰聞候、右之段可申入旨越前守被申付候間如此御座候 以上

五月十一日

並河五市郎様 山本左右太

このやうに幕府のやり方にはすべてに行届いた配慮の跡が見られて、如何に大岡忠相がこの事業に

庇護を與へたかゞ想見されるのであるが、更に扶持米さへ給與され、それが五畿内五ヶ國の一ヶ國の地誌を完成する毎に米二十俵を與へることになつてゐたことは、故沼田博士の紹介せられた大岡越前守から老中水野忠之への伺書に明かである。^⑧しかもその扶持米を三斗五升俵でなく四斗俵で與へ度いと述べてゐるところに、越前守の細かい心遣を知ることが出来る。

このやうな要路者の庇護を得た誠所が、再び新しい希望をもつて地誌編纂の旅に上つたのは、同じ享保十四年の初夏のことであつた。時に齡既に六十二歳である。

長らく他國に住んでゐた身ではあるけれども、畿内は誠所の故郷なのであつた。親しみ深い山河の間を、故老を訪ね古書を求めて誠所は營々と巡歴した。今並河家に残つてゐる河内之國之覺と題する一綴の記録は、村々で見聞した色々の事實を何くれとなく記載した、いはゞ彼の *Field-note* の如きものであるが、それを見ても殆どこの國のあらゆる邑里に遍くその足跡を印してゐるのに驚かざるを得ない。年次は不明であるけれども、當時大阪に住んでゐた妹知貞に宛てた誠所の書信に、

拙者無恙、明日より又々河内へ罷出候

とあり、又

かわちはしまし申候へともいそかしくそうく申候

などに見えて、彼が孜孜として調査に没頭した状を想見し得るのである。この間資料の探訪に拂つた

誠所の努力は並々ならぬものがあつたが、官司も亦その調査に充分便宜を計ることを怠らなかつたと見えて、次のやうな書牘が残されてゐる。

去月廿七日貴簡御領分庄屋中大坂學問所迄被致持候處其節田舎え罷越今日致拜見候、去比御頼申上候河内國高安郡高座神社古語之儀有無之事不明候間御聞届被成被仰聞被下候様に申遣候處庄屋殿へ御尋被下教興寺村に有之候段被仰聞被下且又三村庄屋中被入念大坂旅宿迄書付判形持參被申舊跡分明相知大悅仕候、御事多中早速御聞届被成被下辱奉存候、明日田舎え致發足候條如此相認旅宿え頼置候、貴答延引御宥恕可被下候 恐惶謹言

三月七日

並河五一郎

仙石 助大夫様

永 花押

磯部 一左衛門様

淺尾右衛門八様

こゝにいふ大坂學問所とは懷徳堂のことであらう。仙石助大夫以下三名は奉行所の役人と思はれる。そしてこの調査の結果が河内志高安郡の高座神座の條下に、

在_ニ教興寺村東山_ニ今稱_ニ辨才天_一

といふ簡単な割註となつてゐるのである。僅かこの十二字の爲にこれだけの手数を費し、確固たる依據を求めて已まなかつた誠所の周到な用意を思はなければならぬであらう。

このやうな實際の調査をするに當つて、かの享保八年の畿内に於る古書搜索行がどれほど役に立つたかは蓋し想像に餘りあるところである。殊に前述の如くその時既に誠所は地誌編纂の意向を持つて

ゐたのであるから、他日の爲に用意するところあつて、之に關する知識を得べく絶えず注意を拂つてゐたであらうことは疑ない。山城志の建置沿革の條に「天文距極三十五度半強」と記されてゐるが、このやうな地球の緯度に關する知識は當時大阪で得たものらしく、五一先生古書搜索記に日本の各地及び大明十五省の北極出地が筆寫されてあり、又「三十二里十一町弱差一度」などと記されてゐるのである。なほ此の日記に、毎年大阪の安治川木津川に荷揚する米穀の量を細かく丹念に筆記してゐるのも地誌の爲の用意でなくて何であらうか。併し、この古書搜索の旅が地誌の編纂に與へた最大の便宜は、誠所が五畿内に於る古書古記録類の主なる所藏者を知り得たことであつた。古書搜索記には學者や藏書家の記事が隨所に記されてゐるのである。再び新しい使命を帯びて西下した誠所を迎へて、それらの人々は皆心からの援助を惜しまなかつた。國學者として有名な今井似閑や海北若冲はこの享保八年の古書探訪を機縁として誠所と交を結んだ人々であつたが、若冲の如きは五畿内志の編纂に大に盡力したらしく、每篇その校者に名を連ねてゐる程なのである。又和泉志に參校してゐる南良は、古書搜索記に「堺、南孫之丞、此地第一ノ藏書者ナリ」と記されてゐる人であらう。五畿内志に表立つて名を載せてゐるのではないが、攝州豊島郡の神職で醫名高く、又文人として江南詩祖や豊島郡誌の著者である正立齋今西玄芳と相識つたのもやはり享保八年の旅の際であることが同じく古書搜索記によつて知られるのであるが、攝津志豊島郡の式外春日神祠の條下には多くの古文書類が神人今西家

に藏せられてあることを記載してゐて、それ等の史料が誠所の考證に大に役立つたであらうことを推想させるのである。

なほ五畿内志には、各國志のはじめにまづ關祖衡纂輯とし、次で並河永以下數名づつの校者の名が擧げられてゐるのであるが、それらの人々は、海北千之、野呂實父、久保重宜、中井知徳、神田祐世、南良、寺田保正、細見成信、賀茂保篤の九名である。海北千之が萬葉學者として有名な海北若冲であることは既に佐々木博士の推考せられたところであるが、又大阪東高津北之町無量寺に存するその墓銘に大譽千之若冲居士とあるので愈々明かである。若冲はその藏書目録が示すやうに豊富な藏書家であつて、之を誠所の檢索に委ね、又その古典に對する深い學殖を傾けて地誌の業に大なる寄與をしたと思はれる。それ故であらうか、前述の如く五畿内志の各篇毎に必ずその名を列してゐるのみでなく、業成つて幕府に献上した五畿内志の原本が再び誠所に下渡された時、そのうちの泉州志が若冲に贈られてゐるのである。野呂實父が前に一言した本草家の野呂玄丈であることも明かであらう。山城を除く四篇に參校してゐるのは、幕命による植物採集の途次これを助けたものであらうか。若冲といひ元丈といひ、それ〴〵國學と本草學に於て當代一流の學者であつたが、さういふ優れた人物を參校せしめ得たことは、五畿内志の内容を一段と權威づけるものであつた。山城、大和、攝津の三篇に見えてゐる久保重宜は攝津東生郡榎並庄赤川村の庄屋であつて、後に又言及するであらうが、誠所が古

社顯彰の碑を建てるのに大に盡力した人である。大阪市東成區赤川町に今も「久保武右衛門、法名覺法意眞信士、寶曆元年八月十九日」と讀まれる墓を存してゐる。又、大和、河内、和泉の三志に參校した豆州の中井知徳は、三島にある誠所の墓碑の跗石に刻された護葬人の中にその名が見えて、誠所の伊豆に於る門人の一人であつたことが知られる。河内志に見える神田祐世は字を千介といひ、京都にあつて大舍人、相模目に任せられ、後致仕して如水と號した。天民の門人であつて、並河家とは縁戚と同様の交際をした人である。和泉志に參校してゐる南良は前に一言したやうに堺の藏書家であつた南孫之丞らしいといふ以外知るところがなく、河内、和泉二志の寺田保正、攝津志の細見成信、山城志の賀茂保篤に關しては不幸にしてその傳を明かにし得ない。しかもなほ誠所の地誌編纂に協力した人々は單にこれのみではなく、或は祕藏の資料を提供し、或はその質疑に應へた人の數は殆ど擧げると違ない程であつたであらうと思はれる。

誠所が日本輿地通志畿内部六十一卷の功を成就したのは、その上書に據れば享保十九年二月十五日のことであつた。誠所時に齡六十七歳、官命を受けてより實に六年目であつて、その間に費した金額は、この年十月十日天民の遺兒平太郎(尙友)に與へられた書信に「今般六年費用惣躰五百兩程云々」と誠所自身が語つてゐる通りである。その京都に於て完成した五畿内志を携へて江戸に下り幕府に献納したのは、同年六月二十三日であつて、翌七月九日町奉行所に於て、誠所は褒詞と共に白銀十枚を拜

領した。即ち同じ七月十一日甥平太郎に宛てた誠所の書簡に次の如く見えてゐる。

(上略) 先月廿三日御前へ相達、當月九日町御奉行所にて結構成御意之上白銀十枚頂戴難有仕合存候、此段早々爲御知可給候、明日三島え發足、取込如此御座候 以上

平太郎は當時京都に在住してゐたので、この吉報を京都の知友にも知らせて欲しいといふのである。なほこの時拜領した白銀十枚は、そのまゝ全部を平太郎に與へたのであつた。その従兄に當る上田寛が、同じ十一日に平太郎へ宛てた手紙には、

一、五一郎様御書物御上ケ相濟、當月九日白銀十枚御拜領御同前大慶仕候、則明十二日御發足之筈に御座候處先刻御奉行所より又々御用之儀可有御座候間二三日見合せ候様にと申來候 (中略)

一、右御拜領之銀子十枚則貴御方へ被遣候間、拙者より京へ差登せ候様被仰付、依之泉屋庄兵衛方にかわせにて差遣候 (中略)

一、右銀十枚は五一郎様六年来晝夜之御精力にて出申候金、則今度不殘被遣出、拙者天恐敷冥加もなき儀奉存候、拙者拙者役に立不申、御老人之御苦勞と罷成難有とも兎角難申、仲々申迄は無御座候得共、人にそしられ不申様よく御相談可然様御作略可被下候

幼くして父天民に分れ、不遇のうちで育つたこの甥に對して誠所が常に深い慈愛を注いでゐたことは、その書簡の裡にも屢々窺はれるところではあるが、この記念すべき恩賜の金を一文も殘さず與へ去つた誠所の態度は、清々しい一篇の佳話として傳ふるに足らうかと思ふ。

このやうにして多年の宿願を果した誠所は、前に引用した書信にも見えるやうに、彼の第二の故郷となつてゐた伊豆の三島にその久しい旅衣を脱いだ。誠所先生和歌集校本には、

享保酉の年武藏よりのほりて六年の間五畿内になすことありて同寅の年になりて三嶋へかへりて

さめにけり霞とともに立出し六年のたひも春の夜のゆめ

といふ一首の述懐が載せられてゐる。歌調必しも秀抜といふのでないにしても、日に照らされ雨に濡れて刻苦精勵した六春秋を思ふならば、事を卒へた悦びよりも、その茫漠とした虚しい侘しさこそ、この老儒者のまことの感懐だつたのであらう。

かくして成つた五畿内志は、その年の中に直ちに上梓の運びとなつて、まづ河内志が板刻せられた。

河内志板行出来候は、拾部致御用包三島へ御下し頼入候、牀により又々御上へ指上申事にて内々此段柳枝軒へ御申達可有之候、尤念入仕立宜いたし□し候様に御申付可被成候、大方來春出来も可有之哉と存候

これは享保十九年の十一月十六日誠所が並河平太郎に宛てた書信の一節である。そしてそれは豫定通り進捗したと見え、現存する五畿内志版本で見ると、河内志は享保二十年春の出版となつてゐる。次に攝津志が同年の冬、大和志は翌二十一年初春、和泉志が同年晩春、最後に山城志が夏に夫々版行された。享保二十一年といふ年は四月二十八日に元文と改元されてゐるのであるから、山城志の出版は

恐らく四月中のことだつたのであらう。版元は、河内、大和、山城の三志が京都の書肆柳枝軒茨城多左衛門で、他の二つは大阪の文海堂松村九兵衛である。

この板刻のことに就ても、幕府は誠所に對して甚だ好意的であつた。幕府は從來家康以下歴代將軍の事蹟を書籍の中に現はすことを許さなかつたのであるが、五畿内志には屢々東照神君云々といふやうな個所があつて、之に觸れてゐるのである。河内志が先づ板刻された時、圖らずもこの事が問題となつたらしい。然るに幕府は、特に從來行はれてゐた法令を改めて之を許可したのであつた。即ち享保二十年五月には次のやうな御觸書が出されてゐる。^⑩

一、今度浪人並河五市郎編集致板行候五畿内志之内に權現様御名出候所押立候儀は書入させ候、就夫只今迄諸書物に

權現様御名出候儀相除候得共向後急度致たる諸書物之内押立候儀は

御名書入不苦候、御身之上之儀、且御物語等之類者可相除候

一、御代々様 御名諸書物に出候儀も右之格に相心得可申候

一、輕きかな本等之類は只今迄之通

權現様奉始 御代々様 御名御尊事御身上之儀 御物語等之類都而書入申間敷候

なほこのことは、此の御觸書に先立つ四月十七日附を以て京都の町奉行宛に通達せられ、五畿内志の板行に支障を生ぜしめないやう配慮が拂はれたのであつた。そしてこのやうな處置が又専ら大岡忠相

の斡旋によるところであつたことは、故沼田博士の引用せられた大岡越前守の伺書によつて推察することが出来るのである。^⑩

幕府の五畿内志板行に對する庇護はこれのみに止まらなかつた。當時越前守の用人山本左右太から誠所に宛てた書簡に次のやうなものがある。

以手紙致啓上候、然者貴様儀京都へ御登之儀近々御勝手次第御登候様にと被存候、依之京都御奉行衆への添狀御渡可申候間明十七日夕七ツ時御越可被成候、且又御旅用金も二拾兩御渡可申候間御印形御持參候様と被存候、右爲可得御意如此御座候 以上

四月十六日(享保廿年)

これは同じ閏三月の幕府から誠所への公文書に

五畿内志之内残る四ヶ國致板行候付上方往來之旅用金貳拾兩被下之

とあるのに對應するもので、このやうに版行の爲に誠所が京都に往復するについての旅費が下渡されたとところを見ると、或はこの出版に對しても、假令表立つてはならないにもせよ、幕府はその費用を負担したか、少くとも若干の補助を與へてゐるのではないかと想像される。先の天民遺言の際も、後の四書刪正疏意補の時も、裕福でない誠所は常にその出版費のことで悩んでゐることが書簡の中に窺はれるのであるが、五畿内志の場合にはそのやうなことが少しも見えてゐない。幕府から拜領した白銀

十枚も全部を甥の平太郎に與へてしまつたことは前に述べた通りである。併し之については何等の確たる所見もないので、幕府が出版費を補助したと斷定することは困難である。

このやうにして刻成された五畿内志は、先づ京都奉行所に差出されて江戸町奉行大岡忠相に廻送され、その手を経て幕府に納められたやうであつて、それと共に一般への賣出しが許可せられた。次の書簡はその事情を物語るものである。

貴札致拜見候、然者先達而御申越候大和志四卷、攝津志三卷板行出來候付此度二箱

本多筑後守様迄御指出候之由にて京都より去ル廿三日到着、則廿四日指上被申候、首尾好相納り申候、於其許本屋賣出之儀勝手次第賣出候様に御申渡可被成候、此段可申入旨越前守申付候、御報旁如此御座候 恐惶謹言

正月廿六日(享保廿一年)

山本左右太

政 泰

並河五一郎様

注 報

次で同じ元文元年十月二十二日附、並河平太郎宛の誠所の書簡には次のやうに見える。

一、於京都仕立候五畿内志此度板行出來に付近江守様御申おろし被遊拙者え致拜領候、依之其許に差登せ候間御受取可有之候、此内

和州志 壹部 四冊

南都法詮房え御届ケ可被成候、書狀相添候

河州志 壹部 貳冊

横野神社え奉納大地善左衛門殿へ遣候、武右衛門殿え相頼又は若冲老より御届ケ被下候様に可被致候、是又

書狀相添候

攝州志 壹部 三冊

山口屋伊兵衛殿え可被遣候、書狀は其許より御添可有之候

泉州志 壹部 壹冊

若冲老え遣候間其許より手紙御添可被給候

山州志 壹部 六冊

是は貴殿え送り遣候、帙共に

一、右之四部共帙無之候間、紙包に被成可被遣候

これで見ると一旦幕府に上納された五畿内志の原本は、出版の後、かの古書搜索を嘗て誠所に命じた大島以興が斡旋して再び著者に下渡され、之を受けた誠所は、近親や、その編纂に關係の深かつた人々に分與したのである。近江守とは即ち大島以興であり、又武右衛門、若冲が夫々五畿内志に參校した久保重宜、海北千之であることは前に述べた通りである。横野神社は河内澁川郡大地村（今の中河内郡巽村）にある式内社で、善左衛門は他の書簡で見ると姓を中村といひ、この神社の社司でもあらう

か。山口屋伊兵衛は大阪の人で菅廣房といひ、誠所の式内社建碑の金主となつた人である。南都法詮房のことは不明であるが、これらはいづれも畿内遍歴の際いろ／＼な意味で誠所を援助した人達だつたのであらう。

このやうにして五畿内志の原本は分散されて今見ることが出来ない。柳枝軒、文海堂から梓行された版本も漸く稀少に趣き、其後出た大阪の鹿田松雲堂からの再刷本もなほ之を見ること少いのであるが、幸ひ日本地誌大系に享保の版本の影印が収録されて誠所のこの力作が今日一般に普く行はれてゐるのは悦びに堪へないところである。(未完)

註① 蘆田伊人氏 日本總圖の沿革(國史回願會第四回講演會抜刷) 日本地誌大系五畿内志例言

② 幸田成友博士 並河誠所と五畿内誌(讀史餘錄所收)

③ 徳川實紀

④ 寛政重修家譜

⑤⑥ 並氏年譜

⑦ 近世見聞集

⑧ 沼田頼輔博士 大岡越前守

⑨ 佐々木信綱博士 圓珠餘光(心の花昭和二年七月)

⑩ 並河尙友撰 神田祐世墓誌銘草稿

⑪ 御觸書享保集成 第三十五書籍並板行等之部

⑫ 沼田博士 前掲書